

令和5年第5回府中町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 開 会 年 月 日 令和5年9月8日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和5年9月11日（月）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18名）

議長	梶 川 三樹夫 君	副議長	二 見 伸 吾 君
1 番	川 上 翔一郎 君	2 番	宮 本 彰 君
3 番	西 山 優 君	4 番	狩 野 雄 二 君
5 番	坂 田 栄 一 君	6 番	田 中 伸 武 君
7 番	山 口 晃 司 君	10 番	西 友 幸 君
11 番	寺 尾 光 司 君	12 番	力 山 彰 君
13 番	三 宅 健 治 君	14 番	齋 藤 昇 君
15 番	益 田 芳 子 君	16 番	橋 井 肇 君
17 番	児 玉 利 典 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐 藤 信 治 君
副 町	長	齋 藤 哲 也 君
教 育	長	新 田 憲 章 君
総 務 企 画 部	長	増 田 康 洋 君
財 務 部	長	胡 子 幸 穂 君

福 祉 保 健 部 長	山 西 仁 子 君
町 民 生 活 部 長	森 本 雅 生 君
建 設 部 長	井 上 貴 文 君
消 防 長	新 宅 和 彦 君
教 育 部 長	榎 並 隆 浩 君
危 機 管 理 監	屋 敷 学 君
総務企画部次長兼情報管理課長	岩 崎 雅 男 君
福祉保健部次長兼高齢介護課長	藤 永 美 香 君
消防次長兼消防総務課長	橋 本 臣 彦 君
総 務 課 長	宮 脇 理 恵 君
税 務 課 長	藤 田 正 明 君
住 民 課 長	岩 井 彰 君
環 境 課 長	砂 崎 勇 介 君
下 水 道 課 長	岡 村 紀 行 君
警 防 課 長	瀬 戸 剛 君
予 防 課 長	相 田 興 範 君
教 育 総 務 課 長	藤 永 政 己 君
学 校 教 育 課 長	立 花 淑 子 君
社 会 教 育 課 長	竹 林 邦 彦 君
社 会 教 育 課 主 幹	小 路 和 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長	森 太 君
-------------	-------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

（開議 午前 ９時３８分）

○議長（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１８名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和５年第５回府中町議会定例会第２日目の会議を開きます。

本日の会議の日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進

めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり、会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今日は、5 番坂田議員、6 番田中議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って、総務文教から順を追って通告順に行います。

総務文教関係第1項、子どもの自己肯定感を高める家庭教育支援について、3番西山議員の質問を行います。

3 番西山議員。

○3番(西山 優君) 皆さん、おはようございます。3番西山です。

子どもの自己肯定感を高める家庭教育支援についてということでトップバッターで質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

第71回日本PTA全国研究大会広島大会が、8月25日に県内8会場で分科会、26日にグリーンアリーナで全体会が行われました。私も前回の第59回大会のときは開催まで、今回は開催候補地決定まで実行委員としてお手伝いをさせていただきました。この件につきまして、府中町、教育委員会、保護者の皆様、各方面の方々の協力により無事大会をすることができ、この場をお借りして感謝を申し上げます。

さて、府中町では、前回、今回ともに「家庭教育」をテーマに分科会が開催され、子どもの自己肯定感を高める家庭教育の進め方を中心とした議論が進められました。自らの道を見つけ、切り開いていく上で、子どもの自己肯定感を高めることは、非常に重要な視点と思います。

当町は、平成30年度より、学校、家庭、地域の方で、同じ目標を持って、力を合わせて地域の子どもたちを育むための仕組みである、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）を全ての学校に導入するとともに、家庭教育支援チームを中心とした家庭教育支援が進められています。全国大会も踏まえて、子どもの自己肯定感を高め

る家庭教育支援に関して、取組はどのようにされていますか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） おはようございます。教育部長です。3番西山議員「子どもの自己肯定感を高める家庭教育支援について」答弁いたします。

家庭は、子どもが人格を形成し、人間関係を築き社会で生きていく力を育む最も重要な場であると考えています。基本的な生活習慣や善悪の区別、社会ルールを遵守する態度など、乳幼児期から家庭において、保護者がしっかりと身につけさせていくことが大切であり、そのためにも家庭教育支援の重要性があると認識しています。

平成18年の教育基本法改正において家庭教育に関する条文が新設され、地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じることを規定しています。

府中町では、平成20年に町社会教育委員の会議において「府中町における家庭教育のあり方」の提言を取りまとめ、広報誌やホームページなどで幅広く啓発活動を展開してきました。

また、公民館における子育て支援・家庭教育講座の開催や、各小中学校PTA主催の講座開催の支援などのほか、広島県教育委員会が開発した「『親の力』をまなびあう学習プログラム」通称（親プロ）を取り入れ、子育てに取り組む保護者の学びを支援してきました。

特に、平成25年4月には「『親の力』をまなびあう学習プログラム」ファシリテーターを中心に家庭教育支援チーム「くすのき」を結成し、家庭と地域・学校をつなぎ、地域全体で子育て・親育ちを応援する取組を進めてきました。

御質問のありました、子どもの自己肯定感を高める家庭教育支援としては、この「親プロ」の教材を活用した講座を開催しています。教材の中には、保護者にふだんの子どもとの接し方について「ふりかえり」を行わせ、保護者同士で共有・共感を行うことにより、子どもへの接し方の見直しを行い、結果として、子どもの自己肯定感を高められるような教材もあります。

52ある教材のうち、子どもの自己肯定感を高める教材の一例として、小学1年生から3年生の保護者を対象とした、「くらべないで！～同じ子供なんて一人もいない

～」や小学4年生から6年生の保護者を対象とした「さあどっち！？～信じる、見守る、待つ、聞く～」などがあります。

「くらべないで！～同じ子供なんて一人もいない～」に参加した保護者からは、「同じ子どもはいないと分かっているけど、日々の忙しさや慣れから忘れてしまっていました。」や「気持ちを見直すことができてよかったです。」、「はっとさせられるところがたくさんありました。子どもにもっと愛情を持って育てていきたいです。」、「もっと子どものいいところを見つけて、褒めてあげなければならないと思いました。」という意見がありました。

府中町教育委員会としましては、「親プロ」を活用した学習機会を通じて、子どもの自己肯定感を高める家庭教育支援に取り組み、併せて家庭教育支援チーム「くすのき」の活動を支援し、今後も家庭教育の支援を図っていきたいと思います。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

3番西山議員。

○3番（西山 優君） 御答弁ありがとうございました。

家庭教育とは、保護者が子どもに対して行う教育であり、全ての教育の出発点とされています。子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、社会的なマナーを身につけていく上で重要な役割を果たしています。

教育基本法では、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会や情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることを規定しています。引き続きの支援を要望して私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第1項、子どもの自己肯定感を高める家庭教育支援について、3番西山議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第2項、小中学校の特別教室等へのエアコン設置と熱中症対策は、15番益田議員の質問を行います。

15番益田議員。

○15番（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。15番公明党の益田芳子でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、府中町の全ての子どもたちの健康、そしてかけがえのない命を日々守り、学びと成長を導いてくださっています多くの関係者の皆様に心より感謝を申し上げ、質問に入らせていただきます。

質問事項、小中学校の特別教室等へのエアコン設置と熱中症対策は。

質問趣旨、学校の環境衛生では、教育環境、健康環境、安全環境から成る3つの視点で、教育の場としての整備や、衛生、安全面と十分な維持管理を必要としています。特に、近年の地球温暖化の影響による気温上昇と記録的な猛暑が続く中、教室の暑さ対策については、文科省が定める学校環境衛生基準において、教室の温度は、夏月で30度以下から28度以下に見直しが行われ、児童生徒及び教職員等が使用する全ての部屋（理科室等の特別教室や屋内運動場）への学習環境の改善が示されているところでございます。

文科省が2022年9月28日に公表した全国の公立小中学校の普通教室や体育館冷房設備の設置率は、普通教室が95.7%、特別教室が61.4%、体育館は11.9%となっております。広島県については、小中学校の普通教室が100%、特別教室が46.5%、体育館等は3.1%でした。

本町の小中学校も、全ての普通教室と、特別教室のコンピューター室・図書室にはエアコンが既に設置されていますが、いまだ多くの特別教室にはエアコンが未設置の状況となっています。これまで普通教室が優先的に設置されてきましたが、各特別教室においても、日々授業が行われており、文化部の活動場所にもなっていることから、使用頻度は普通教室と同様に高いと思います。

エアコン未設置の特別教室の暑さ対策は現在どのように対応されているのでしょうか。

また特別教室、体育館のエアコンについて、優先順位も含めた今後の設備の設置計画を伺います。

次に、熱中症対策についてです。今年の夏も全国的に児童生徒の屋外での活動や、運動・クラブ活動等で熱中症による健康被害や、救急搬送、対応の遅れによる最悪な事態も発生しています。令和3年5月には、環境省・文部科学省の熱中症対策ガイドラインが作成されました。熱中症に対する指導をどのように徹底されているのか、伺います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。15番益田議員「小中学校の特別教室等へのエアコン設置と熱中症対策は」について答弁します。

教室へのエアコン設備の設置状況ですが、普通教室について、町内全ての小学校は平成30年度から稼働しています。中学校は、府中中学校は平成29年12月から、府中緑ヶ丘中学校は平成29年夏季から稼働しています。特別教室については、コンピューター室や図書室など一部設置されていますが、いまだ多くの教室について設置されていない状況です。また、体育館については、小中学校全ての体育館において設置されていない状況です。

それでは、1つ目の質問「エアコン未設置の特別教室の暑さ対策は現在どのように対応されているのでしょうか」について答弁します。

エアコン未設置の特別教室の暑さ対策は、扇風機などを使用して授業を行っていますが、記録的な猛暑の中での効果は限定的となっており、必要に応じて普通教室で授業を行っている状況です。

2つ目の質問「特別教室、体育館のエアコンについて、優先順位も含めた今後の設備の設置計画は」について答弁します。

特別教室へのエアコン設置については、府中町学校PTA連絡協議会からも要望されており、教育委員会としましては特別教室・体育館への空調設置の必要性は認識しているところです。

現在、町の実施計画においては、校舎等の長寿命化を図るため、劣化度の進んでいる、屋根・外壁の改修を優先して行っています。そのため、特別教室や体育館への空調設置については、現実施計画に計上されていない状況です。

しかしながら、最近の気象状況を鑑み、特別教室につきましては、次期総合計画までに一部を前倒して整備できないか検討してまいりたいと考えております。

なお、体育館につきましては、次期総合計画に計上できるように関係部署と調整を進めてまいりたいと考えています。

3つ目の質問「熱中症に対する指導をどのように徹底されているのか」について答弁します。

熱中症対策について、文部科学省作成のガイドライン及び広島県教育委員会作成の

ガイドラインに基づき、暑さ指数が31℃以上の場合には、原則運動を中止する。暑さ指数28℃から31℃未満の場合は、厳重警戒のため、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動を避け、10分から20分置きに休憩を取り水分補給を行うよう各学校での対策の徹底を指導しています。

また、各学校へ暑さ指数計を追加配備し、クラブ活動などで小まめな計測を行い、熱中症対策に努めています。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

15番益田議員。

○15番（益田芳子君） ただいま特別教室について、次期総合計画までに一部前倒しをするとの御答弁をいただきました。ありがとうございます。

府中町では、第4次総合計画改訂版の教育文化には、基本目標として、学び合い、志を育むまちづくり、また基本施策では、安心・安全で質の高い教育環境、単位施策として、教育施設整備の充実とありますように、これまで本町の全ての小中学校において、校舎の耐震化、普通教室への空調整備の設置、トイレの洋式化等、学校教育環境の整備を進めていただきました。

また、答弁にもありました校舎などの長寿命化を図るための屋根、外壁を優先的に計画をもって改修しているところでもございます。全国の学校でも、特別教室のエアコン設置率は約60%、普通教室と差があります。広島県内の特別教室、令和4年9月1日現在の設置率70%以上の市町は、大崎上島が100%、大竹市98%、神石高原町94.6%、海田町85.6%、安芸太田町79.6%、安芸高田市77.4%、府中市70.6%、近隣では、熊野町65.2%、坂町68.3%の設置率となっています。これまで日本の夏は7月から8月にかけて暑くなり、小中学校の夏休みが終わる9月以降は暑さの心配もなくなる季節でしたが、年々温度が上昇し、今年も運動会の練習が始まる5月頃から徐々に熱中症を懸念し、7月、8月になると、最高気温が30度を超え、熱中症警戒アラートも度々発令される事態となっています。

9月も残暑が厳しい暑い日が続く傾向にある中、児童生徒は重たいかばんと水筒を持ち、朝から汗をかきながら登校しております。児童生徒の場合、発育発達期にあり、身体的にも精神的にも、保護的な暑さ対策が必要とされています。

教職員にとっても、労働の場でもあり、子どもたち以上に長期にわたり時間を過ご

す場でもあります。また教員の働き方改革の声も大きく取り沙汰され、教員不足も深刻化しております。教職員の健康管理の上からも必要に迫るものがあると考えます。

また、体育館は運動の場だけではなく、大災害が発生した場合の避難所としても多くの町民が利用できる場所にもなりますが、現実実施計画には計上されていません。現在、本町の特別教室へのエアコン設置状況を見ますと、特別教室数135に対して設置室は73で、設置率は54.1%です。中でも音楽教室は、小学校5校のうち、南小と北小の2校はエアコンが設置されていません。2校だけがエアコンが設置されていないのは、大変不公平感があります。未設置の教室の対応の答弁では、扇風機の利用や必要に応じて普通教室で授業を行うと言われましたが、音楽の場合は、楽器の音等に対して、防音設備を有する教室で行うものです。扇風機をつけ、当然、窓を開けた状態で授業することになり、他の授業にも影響が出るのではないのでしょうか。理科室については、実験によって普通教室を利用するのが難しい場合があります。巨大な扇風機もありますが、音がうるさくて、何台も使用ができないなどの声も聞いております。また、理科室は、小学校については、第1と第2の2教室があり、中学校では1校に3教室もあります。それだけに、授業時間数も多く取られている教科だと思えます。ここも優先的に設置すべきだと思います。改めて教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、熱中症の対策では、文科省のガイドラインや広島県教育委員会のガイドラインに基づいた指導しているとのことでございます。熱中症は個人差があります。全て同じ基準で判断をされず、児童生徒の体調には万全な対応をお願いしたいと思います。

そこで再度お聞きをいたします。

これまでに、熱中症と疑われるような診断を受けた児童生徒の数、学校生活での暑さによる脱水予防から、各学校では児童生徒の飲料水として水筒を持参するように指導されていると思いますが、夏の暑い時期は朝早くから水筒の飲料水を飲み干してしまいがちです。学校はそうした飲料水の水分補給など、衛生的な飲み場の整理はされていますでしょうか。

また、水道水を飲料水としている場合、水質管理や定期的な保守点検は実施されていますでしょうか。

最近では水分補給として、コロナ禍で冷水器が使いにくいこともあり、脱水予防や熱中症対策、また災害備蓄、飲料を兼ねた自動販売機を体育館に設置をしている自治

体もあります。災害対応型自動販売機について検討してみてもいいでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育長

○教育長（新田憲章君） おはようございます、教育長です。

特別教室へのエアコン設置の教育長の考えについて答弁いたします。

先ほど教育部長の答弁にもありましたとおり、記録的な猛暑の中で、各学校において、扇風機などでの対応や、普通教室での授業実施などで対応している状況、以前より府中町学校PTA連絡協議会から要望があるなど、特別教室へのエアコン設置の必要性については、私としても十分認識しているところです。また、議員から御指摘のありました府中南小学校、府中北小学校の音楽室の状況についても対応が必要と認識しております。

特別教室や体育館への空調設置については、現実実施計画に計上されていない状況ですが、最近の気象状況を鑑み、特別教室につきましては、次期総合計画までに一部を前倒しして整備できないか、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。

15番益田議員の2回目の質問について答弁いたします。

1つ目の質問、熱中症と疑われるような診断を受けた児童生徒の数について答弁します。

これまでに熱中症の疑いで救急搬送された児童生徒は、中学校で3名おりました。そのうち1名は、熱中症の診断を受けています。また、3名中2名は部活動中に体調不良を起こしたものです。

2つ目の質問、学校は飲料水の水分補給など、衛生的な飲み場の整備はされていますかについて答弁します。

児童生徒の水分補給については、お茶やお水を入れた水筒を自宅から持参しています。また、中学校で部活動をしている生徒の中には、お茶やお水に加えてスポーツドリンクを持参する生徒もいます。自宅から持参した水筒の中身がなくなった場合は、水道水で水分補給する児童生徒もいます。また、中学校では冷水器が設置されています。

3つ目の質問、水道水を飲料水としている場合、水質管理や定期的な保守点検は実施されていますかについて答弁します。

水道水の水質管理については、飲料水などの水質及び施設設備に係る学校環境衛生基準に、毎年1回行うことと規定されており、基準については、水質基準に関する省令及び水道法施行規則に基づいて実施することとなっています。町では、夏休み期間中に検査を実施し、確認をしています。

4つ目の質問、災害対応型自動販売機について検討してみたいかどうかについて答弁します。

現在、府中町内の学校には自動販売機は設置されておられません。今後、関係課と協議をしながら、災害対応型自動販売機を設置している自治体や近隣自治体の状況について調査研究してまいります。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

15番益田議員。

○15番（益田芳子君） 御答弁ありがとうございました。教育長からも前向きな答弁をいただきました。特別教室のエアコン設置が着実に進みますように願うばかりでございます。3回目の質問はそういったことから少し要望的な質問になろうかと思えます。

熱中症は命に関わる病気です。今年の7月28日、米沢市立の中学生が運動部活動から帰宅途中に倒れ、熱中症の疑いで搬送され、病院で亡くなられた例もあります。特に、体育の授業やクラブ活動、校外学習などで体調不良になることも多く、授業中はもとより、授業時間の終わり、クラブ活動の終了後も体調不良の見落としがないように、熱中症予防行動に努めていただきたいと思います。

また、熱中症は予防法を知っていれば防ぐこともできます。東京都の清瀬市では、「熱中症から児童・生徒を救え！！」と地元消防署が熱中症対策訓練として、市内の小中学校の教職員へ初動対応訓練を実施をしています。判断ミスがないようにした取組をぜひ参考にいただきたいと思います。

飲料水の水分補給では、登校中の朝の見守り時期に児童生徒に水筒の水がなくなった後の対応を聞いてみました。学校の水道水は飲まない。足りなかったら我慢をする。水筒と予備のペットボトルを持っていく。冷水器は故障も多く、冷たい水が出ない。

水質管理はされていて、安全な水道水でもためらう児童生徒もおられます。こうした声から、学校には防災備蓄の水が用意をされていると思います。夏の間は、こうした水分補給に充てることも有意義な使用方法だと考えますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

また、先日ある小学校へ訪問し、1階にあります理科室を見させていただきました。温度計を見ますと、32.9度、児童がこの教室に入ると、温度はもっと高くなります。参観日に理科室の授業を見に来られた保護者の方からも悲痛の声が上がっております。窓を開けての授業では、外から入る虫に大変困っておられました。窓に網戸をつけることもできます。他の特別教室においても、エアコンを設置するまでの間、しっかり対応をお願いしたいと思います。

国は自治体に財政的な面で、特別教室のエアコン設置の予算について、国からの学校施設環境改善交付金、令和7年まで3分の1の額の補助や、新たに2023年度からは、文部科学省公立学校施設空調整備について、体育館には補助率を2分の1の額に引き上げることも通知されていると思います。

また、近隣の東広島市では、災害時の避難所でもある体育館へのエアコン設置には、太陽光発電設備を導入し、再生エネルギーを導入する国の交付金を活用して、令和7年までに全46の体育館のうち、2027年末までに21校にエアコンを設置する方針が示されております。

自動販売機につきましても、当然、賛否がありますが、中学校体育連盟は、自動販売機の設置について中学校振興費還元自動販売機として、全国での普及の拡大を推進されています。特に、クラブ活動等において水分補給の必要な中学校から、ぜひ生徒やPTAの皆さんの意見もお聞きしていただきたいなというふうに思います。

一方、承知のように、将来の人口推計からは、人口減少による少子高齢化で財政的にも固定的な予算が増える、公共施設のインフラの維持等への費用の負担も膨らんでいきます。また学校の統廃合なども進むことも予測し、エアコンが設置されている体育館があれば、公共施設の町民体育館としても利用できるメリットもあるのではないのでしょうか。

ただいま教育長からも特別教室のエアコン設置に向けた前向きな答弁をいただきましたので、ぜひまずは優先順位と不公平さがないように子どもたちの未来への投資として、特別教室や体育館へのエアコン設置が早期に進みますよう強く要望して、私の

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項、小中学校の特別教室等へのエアコン設置と熱中症対策は、15番益田議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第3項、町の文化振興への取り組みと支援について、18番木田議員の質問を行います。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。18番です。

それでは質問通告に基づき質問をいたします。

質問事項、町の文化振興への取り組みと支援について。

質問趣旨、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、規制の緩和後、この夏は町内で様々なお祭りや文化芸能の発表会などが行われました。4年ぶりの行事開催というところも多く、準備などには御苦勞もあったと思いますが、地域の皆様が直接顔を合わせ、地域のつながりを再確認するとともに、太鼓や神楽など、この町の文化芸能に触れ、親しむよい機会になったのではないかと考えております。

転入、転出といった人口移動の多い当町において、地元に残るこうした文化芸能や文化財はこの町の歴史や文化を伝える大きな役割を果たすもので、府中町への愛着心醸成にもつながるものと思いますが、守り継いでいくこと、継続と継承が課題です。

そこでまず、地域の皆様が担い手となっている民俗芸能への町の支援の状況をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。18番木田議員「町の文化振興への取り組みと支援について」答弁します。

町の民俗芸能の支援の状況についてですが、主に3つ挙げられます。

まず、山田牛祭り保存会への支援です。

この山田牛祭りですが、750年前から山田地区に伝わる祭りと言われており、本来であれば12年に一度の丑年の令和3年に祭りを実施するよう準備しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年に延期となり、令和4年10月に実施され、町内会、子ども会などから約200名の方が参加し、多家神社への奉納が行われました。伝統文化を生かした地域おこしを目的として、祭りで使用する衣装

や、牛祭りが必要な道具類の整備や確保に対する助成を行っています。

続いて、十二神祇保存会への支援です。

古くから山田地区と石井城地区に神楽団があり、どちらも出雲の流れをくむ神楽から12演目を選び、十二神祇として演じていました。昭和30年代に両地区とも見られなくなってしまいましたが、平成2年に山田地区で復活したものです。現在では、多家神社と田所明神社で年1回の奉納演舞を行い、そのほか令和4年11月に開催の府中公民館まつりへの出演と、令和5年6月には府中公民館で単独の公演を開催されています。十二神祇を保存し、後世に継承することを目的として、継承者確保及び演技向上対策のため、演舞に対する必要な衣装や道具類の整備に対する助成を行っています。

続きまして、シャギリ保存会への支援です。

このシャギリの興りですが、戦国時代に始まり、武士の士気高揚のため、鳴り物を盛んに打ち鳴らしたものが始まりと言われています。府中町では古くから、多家神社への奉納はやしとして秋祭りにシャギリが行われていましたが、後継者不足により、辻町内会以外は途絶えたとされています。現在は辻町内会を中心に、秋の多家神社への奉納としてシャギリが行われております。祭りで使用する衣装に対して助成を行っています。

民俗芸能は、地域の方々が担い手となって、郷土に伝承された貴重な文化財の一つと考えています。その文化財の保存と継承のため、各団体が民俗芸能の魅力を発信することができるよう、町としては引き続き、発表の場の提供、事業実施に関する相談などの支援を行ってまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 答弁ありがとうございました。1回目の質問では民俗芸能、地域の皆さんが担い手となり人を介して伝わる、形がない、この町の文化財についてお伺いしました。

次に、目で見える、形ある文化財についてお伺いします。

町内には様々な文化財があります。その一つである広島県の重要文化財がある施設に私も以前ちょっと子どもたちを連れて、ちょっとミニキャンプみたいな形で清掃の

お手伝いをしたりしたこともあるわけですが、そのときからもう老朽化が進んでるなというふうに感じております。また物価高騰等も続いており、施設の維持には大変苦労されているのではないかと感じております。

例えば火災報知器なんかも24時間ずっとつけて、こういう電気代とかも含めてですね。

そこで町としてこうした文化財の保守管理に関する支援はどのように行われているかをお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（小路和司君） 社会教育課主幹です。18番木田議員の2問目の御質問について答弁いたします。

御質問のありました広島県重要文化財については、町内に3つございます。

1つ目は多家神社の宝蔵でございます。昭和29年4月に広島県重要文化財に指定されています。この多家神社の宝蔵ですが、江戸時代初期に造られたと言われる木造の檜皮葺の校倉造りの建物でございます。通常は三角の木を組んで周囲の壁を形成しますが、この宝蔵は四角い木材の上下を削り、六角形にして組んだ珍しいもので、信貴山縁起絵巻に描かれている以外に例を見ず、日本に現存する同型の校倉造りの建物では唯一のものとされています。また、広島城内から移築された建物として現存する数少ない建物でもあります。

2つ目は、道隆寺の薬師如来坐像です。昭和32年2月に広島県重要文化財に指定されています。この道隆寺の薬師如来坐像ですが、藤原時代様式の温和流麗なヒノキ材寄せ木造りで高さ86センチ、胎内には建仁元年（1201年）の作と分かる墨書があり、彩色は剥落されていますが、当時の仏像で造像銘のあるものは珍しいと言われています。

3つ目は、紙本墨書田所文書で昭和44年4月に広島県重要文化財に指定されています。鎌倉時代の府中や安芸の国の田や畠などの状況を物語る貴重な史料で、安芸国衙領注進状1巻と、沙弥譲状の奥書のあるもの1巻の2巻が指定されております。

さて、御質問の広島県重要文化財のある施設の維持保守管理費に関する補助についてですが、町としては、1つ目の多家神社の宝蔵と2つ目の道隆寺の薬師如来坐像に対して、貴重な文化財を守るために火災報知器や防火排煙設備などの消防用設備の点検費用等に対して助成を行っています。このほかに、また維持に関する必要な経費が

ございましたら、御相談いただければと思います。

答弁については以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3 回目の質問ございますか。

18 番木田議員。

○18 番（木田圭司君） 18 番です。御答弁ありがとうございました。相談してくれればということなんで、相談があるかもしれませんので、そのときはよろしくお願いいたします。

今回私この質問させていただいたのが、長いコロナ禍が明け、様々な活動が再開される中で、改めて地域の絆づくりや活力あるまちづくりには、地域につながり、残る文化が重要で、文化を伝える有形無形の文化財の保存活用と文化活動の推進が欠かせないという思いから質問をさせていただきました。町に伝わる民俗芸能を次の世代へもつなげていくため、発表披露の場の提供、継続継承への支援と、また、町内に残る文化財の維持管理に対する一層の御支援をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第3項、町の文化振興への取り組みと支援について、18 番木田議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） ここで休憩をいたします。再開は10時40分からといたします。休憩。

（休憩 午前10時28分）

（再開 午前10時40分）

○副議長（二見伸吾君） 議長を交代いたしました。

休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（二見伸吾君） 続いて、総務文教関係第4項、消防団員確保に向けた取り組みは、10 番西議員の質問を行います。

10 番西議員。

○10 番（西 友幸君） 皆さんおはようございます。今回ですね、消防団というより、分団のほうを主にですね、目を向けて話したいと思います。

住みよいまち府中町の安心安全なまちづくりに欠かせない、消防団について、全国的にも団員が減っているというので危機感を持っておりまして、そのことについて質問します。

質問事項、消防団員確保に向けた取り組みは。

質問趣旨、消防団は地域に密着した消防組織として、住みよいまち、府中町の安全安心なまちづくりに大きな役割を果たしています。しかしながら、全国的に消防団員は減少傾向が続いており、消防庁の資料にも、令和４年は前年に比べて２万人以上も減少したとあります。

平成３０年に経験した西日本豪雨災害の際も強く感じたことですが、やっぱり自分たちの住んでいる地域を自ら守る力、地域の防災力を高めていくことが重要だと思います。

そうした観点からも、地域を知り、また日頃の訓練で知識や技術を持たれている消防団は地域に欠かせないものと思います。現役世代の人には負担が多く、なかなか入団に結びつかないと聞いています。

そこで、次の２点について伺います。

（１）現在消防団の組織の人員体制の状況は。

（２）加入に当たっての課題と、町としての取組の成果は。

以上、よろしくお願いします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

消防長。

○消防長（新宅和彦君） おはようございます。消防長です。１０番西議員からの一般質問、「消防団員確保に向けた取り組みは」について答弁します。

まず、全国の消防団員の数ですが、平成２年に１００万人を割り込み、令和３年には８０万４，８７７人、対前年度比１万３，０００人の減少。さらに令和４年には、７８万３，５７８人で、対前年度比２万１，０００人の減少となっている状況です。

これらのことから、総務省では消防団員数の大幅な減少を受け、消防団員の処遇改善や広報の拡充などを図っており、当町においても令和３年度中に府中町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正事務を進め、令和４年４月１日からは国の示す報酬額に改め、消防団員の処遇改善に努めているところです。

次に、当町の消防団員数ですが、近年は条例定数７５人に対して７０人を割り込む

状況でしたが、令和５年９月１日付で新たな入団があり、７０人に回復している状況です。

では、質問の２点についてお答えします。

まず、１点目の質問「現在の消防団の組織、人員体制の状況は」についてお答えします。

府中町消防団の組織は、団長、副団長で構成する、いわゆる本団の下に第１分団、第２分団、第３分団、女性隊により組織を構成しています。

人員ですが、条例定数を７５人とし、令和５年９月１日時点の実員としては、団長１人、副団長２人、第１分団員１６人、第２分団員２１人、第３分団員２５人、女性隊員５人の合計７０人で組織を構成しています。

続きまして、２つ目の質問、「加入に当たっての課題と、町としての取組と成果は」についてお答えします。

まず加入に当たっての課題ですが、消防団員はその任務である火災やその他の災害に対応する上で、日頃から訓練を積み重ねていくことや、防火に関わる行事や業務に当たることが求められます。訓練に当たっては、団員がそろそろ土日または夜間での実施となり、防火に係る行事や業務においても、住民の皆様が参加しやすい土日での開催がほとんどとなります。

現在、消防団員のほとんどは被雇用者、いわゆる月曜から金曜まで勤務をするサラリーマンの方が大半となります。そのことから、せっかくの休日に度々出動することとなり、団員自身の休養や家族サービスといった面において必然的に制限がかかることから、団員、そして家族の大きな理解がなければ務まらず、そのことから入団をちゅうちょされる、あるいは入団をしたものの、数年後には退団に至るといったことが課題となっています。

取組と成果についてですが、消防団の幹部会議などを通じて、訓練や行事、業務の在り方について意見を交わし、調整を図るとともに、見直しを行って、入団しやすく、長くやりがいを持って臨める消防団づくりに努めているところです。また、入団の促進広報も相まって、徐々に入団者数が増加しているところです。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君）　２回目の質問はございますか。

１０番西議員。

○10番（西 友幸君） 御答弁ありがとうございました。

全国的には団員が減少する中、府中町の団員は増加しているとの答弁で大変心強く思っていますが、これでもね、定数にまだ7人足りないわけですね。団員の増加は喜ばしいと思いますが、団員の皆さんの平均年齢、年齢構成などはどうなっているのでしょうか。恐らくだんだん年齢層の高い団員さんも多くなっているのではないのでしょうか。将来を見越してですね、若い人、この町の将来を担う学生さん、大学生さんなんかにも参加してもらって、例えば就職活動の自己PRなどで使える認証制度なんかもあるそうですが、そういったものを利用して大学生に働きかけるとか、そういったですね、取組も要るんじゃないかと思いますが、そうしたことはされているのでしょうか。

また、先ほど答弁に女性隊員のお話が出ました。女性隊員が行う広報活動や、災害対応も増えてきている中、実際に災害が起こったときに支援として、女性隊員の視点、気づきも私は重要だと思います。例えば、そうした気づきを避難所の改善に生かすなど、町民の皆さんに寄り添った活動を今後進めていくには女性隊員の活用が必須ではないかと思います。そのあたりをどう考えておられるのか、また具体的にどのように取り組んでおられるのか。よろしくお聞かせください。

以上2点、よろしくお願いします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

消防総務課長兼職次長。

○消防次長兼消防総務課長（橋本臣彦君） 消防総務課長兼職次長です。西議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず1つ目の質問「平均年齢はどのようになっているのでしょうか」ということですが、令和5年4月1日時点で、実員が64人の際のデータによりますと、平均年齢は46歳となっております。世代別の人数内訳は10歳代が2人、20歳代が9人、30歳代が8人、40歳代が16人、50歳代が19人、60歳以上が10人となっております。

次に、「就職活動の自己PRなどで使える認証制度を利用して大学に働きかける取組も要るのではないか」という質問ですが、消防本部では府中町学生消防団活動認証制度実施要綱を作成し、令和3年8月1日付で施行をしております。目的として、大学、大学院、専修学校、そのほか各種学校に在学しながら真摯かつ継続的に

本町の消防団員として消防団活動に取り組み、地域社会へ貢献した者について、本町がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的としております。これまで町内の学校への案内、ホームページへの掲載による広報を行っておりますが、今のところ申請は発生しておりません。

「女性隊員が行う広報活動や、実際に災害が起こったときの支援として、女性隊員の視点、気づきを避難所運営の改善に生かすなど、町民に寄り添った活動を進めていく上で、どのように取り組んでおられるか」についてですが、令和4年度には研修やリーダー会議などに出席して、知識や技術を高めるとともに、指導の仕方についても学び、一般住民を対象とした防火教室、普通救命講習、防災フェア、高齢者防火訪問や幼少年を対象とした写生大会、防火かるた大会、防災キャンプなどに出向き、対象に見合ったトーク、防災の広報、指導を行っております。また令和4年の台風14号通過時には、総社会館と福寿館の避難所運営に補助として当たっております。

いずれの場面も年代問わず、子どもからお年寄りまで多くの方がいらっしゃるため、より多様な視点からの対応が求められております。このことから、女性隊員の視点や気づきが生かされ、より細やかな気遣いや配慮ができると考えております。引き続いて研修を行うことや、他市町の女性消防団員などとの情報交換を深め、実災害時の支援を行います。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 3回目の質問はございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 答弁ありがとうございました。今のところ認証制度の申請はないとのことでしたが、学生さんにとっても就職活動に有利な制度ですので、一層周知を図っていただき、学生の参加が進むように取り組んでいただきたいと思います。

最後にやっぱりその地域に住む若い人に消防団に入ってもらおうと思ったら、活動への理解と地域の連携は欠かせないと思います。地域との連携はどのように進めてもらえるのでしょうか。その答弁を伺いますとともに、ぜひ地域と連携を一層深めていただいてですね、地域に住むみんなが住みよいまち府中町の安全安心を守ろうといった機運が醸成されることをお願いしまして私の質問終わります。

それとともにですね、町内会との連携も必要ではないかと思っておりますので、その点もよろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

消防総務課長兼職次長。

○消防次長兼消防総務課長（橋本臣彦君） 消防総務課長兼職次長です。西議員の3回目の質問「その地域に住む若い人に消防団に入ってもらおうと思ったら、活動への理解と地域との連携は欠かせない、地域との連携はどのように進めておられるでしょうか」ということについてお答えいたします。

消防本部及び消防団では、町内で開催される防火教室、防火フェア、写生大会、公民館まつり、出初め式などにおいて、消防活動への理解を求めています。

また昨年度には国による消防団の力向上モデル事業、国費によるモデル事業で、消防団運営の普及促進を目的として行う委託調査事業に応募して採択され、府中町出身のPR大使で漫画家の田中 宏先生によるイラストを用いた消防団員をモデルとした看板、ポスター、名刺の作成、消防団車両へのラッピングにより効果的な消防団PR活動を実施いたしました。

さらにちゅピCOMの「まちかどスタジオ」やRCCの「元就。二百万一心！」において消防団の活動をPRした効果もあり、今年度には7人の入団となっております。

今後においても引き続き地域の皆様に理解を求め、連携して入団促進を行うよう努めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 以上で、第4項、消防団員確保に向けた取り組みは、10番西議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第5項、全国学力・学習状況調査の結果について、2番宮本議員の質問を行います。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） おはようございます。2番宮本でございます。

一般の質問をさせていただきます。質問事項として、全国学力・学習状況調査の結果について。

質問趣旨ですが、第2次府中町教育振興基本計画の学校教育の重点施策の一つに、「志」の実現に必要な資質・能力の育成を掲げ、主な取組として各学校において学力調査等の結果を活用した授業改善のPDCAサイクルを確立し、児童生徒の学力の向上に努めますとされています。

文部科学省が日本全国の小中学校の最高学年小学6年生、中学3年生全員を対象に2007年より全国学力・学習状況調査、全国学力テストを実施しております。その目的の中に、学力や学習状況の把握をし、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるとしています。

今年も7月31日に文部科学省が2023年度全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の結果を、英語の「話すこと」を除いて公表いたしました。当初は小学6年生が国語、算数とも全国平均を上回り、中学3年生は国語、数学で全国平均を上回りました。が、英語（話すこと除く）が全国平均より4.6ポイントを下回りました。しかし、全体的には当町の学校教育の取組施策が功を奏していると言えます。

以上を踏まえて質問をいたします。

一つ、全国学力・学習状況調査の結果の評価。

2、英語の学力向上のための施策。

以上、2点質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。2番宮本議員「全国学力・学習状況調査の結果について」答弁します。

まず、1つ目の質問「全国学力・学習状況調査の結果の評価」についてですが、全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的に、小学校6年生、中学校3年生の児童生徒を対象に、平成19年度から実施しています。

令和5年度の調査は4月18日に行われ、小学校では、国語、算数の2教科、中学校では、国語、数学、英語の3教科を実施しました。なお、英語の「話すこと」の調査については、別日に実施しております。

4月18日の調査の結果、小学校はいずれの教科も全国及び県平均を上回りました。中学校は、国語、数学においては、全国及び県平均を上回りましたが、英語は全国及び県平均を下回りました。

具体的には、小学校の国語は県平均を4ポイント、算数は県平均を3ポイント上回りました。中学校の国語は県平均を3ポイント、数学は県平均を同じく3ポイント上

回りました。しかしながら、英語につきましては県平均を2ポイント下回っております。

小中学校ともに、国語、算数、また数学が全国及び県平均を上回った要因としては、各学校において毎年調査結果を分析する中で、重点的に指導すべき内容を洗い出し、学校全体で授業改善の取組を進めていることや、小中連携による9年間を見通した系統的な指導に係る研修を継続していることなどが考えられます。

中学校の英語が全国平均を下回った要因につきましては、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」それぞれの領域について、どこにつまずいているか、現在各学校にて分析を行っているところです。これらを整理した上で、授業改善につなげてまいりたいと考えています。

続いて、2つ目の質問「英語の学力向上のための施策」についてです。

本町においては、第2次府中町教育振興基本計画の学校教育の基本目標「志を持ち未来へ挑戦する児童生徒の育成」の中の重点施策として、グローバル教育の推進を掲げており、外国語によるコミュニケーション能力の向上・定着を図るとともに、広い視野を持ち、他者と協働する能力を持ったグローバルな社会に挑戦する児童生徒を育成することとしています。

具体的な取組として、小学校3・4年生の外国語活動では、外国語非常勤講師と担任が、小学校5年生から中学校3年生の外国語の授業では、外国語指導助手であるALTが教員とチーム・ティーチングを行い、英語によるコミュニケーション能力の育成など、よりきめ細かく個に応じた指導を行っています。

また、小学校では毎日英語に親しむ時間、ふちゅうEタイムを設定し、各校が工夫したプログラムを実施し、日常的に英語に触れ、英語の楽しさや発音に慣れ親しめるようにしています。

そのほか、小学校5年生から中学生を対象として、学校での学びを生かし、主体的に外国語を用いて表現し、他国の文化に対する理解を深める場であるグローバル・キャンプを実施しています。

外国語教員の資質向上に向けては、外国語教育推進担当者会を開催し、小中9年間を見通した系統的な指導に向けた授業改善のための協議等を行っています。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 2回目の質問はございますか。

2 番宮本議員。

○2 番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございました。

今年3月の一般質問で、グローバル教育が国際競争力を高めるためにも必要不可欠な教育であることを認識しましたが、今回の全国学力・学習状況調査の結果を受けてさらに重要性を確信いたしました。

中国新聞の記事によると、中学の、文章を読んで自分の賛否の意見とその理由を書く問題ができていない生徒が目立ったとありました。ICTを活用した授業の成果もこれから上がってくると思われるので、授業内容や勉強の仕方のどこに暗礁があるのか早く分析をしていただき、授業の改善をお願いしたいと要望いたします。

それから先ほども答弁にありましたグローバルキャンプについて、以前ネットで調べましたが、いま一つ理解不明な点がありましたので、主催、場所、取組内容等、具体的な内容を教えてください。

さて、全国学力・学習状況調査の結果は、英語を除く教科は全国平均を上回りましたが、成績を学校別や学級別で見ると、ふぞろいであると思われます。したがって、成績の落ちている部分の底上げが課題になってきますが、現状の対応策の考えがあれば教えてください。

以上、2点質問いたします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。2番宮本議員の2回目の質問に答弁いたします。

まず1つ目の質問、グローバルキャンプの取組内容についてですが、本取組は、府中町教育委員会が主催し、学校での外国語の学びを生かし、主体的に外国語を用いて表現したり、伝え合ったり、他国の文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする資質能力を育成すること、また、本取組での学びを各校の外国語の取組に生かしていくことを目的としております。

本年度は、4年ぶりに夏季休業中の7月28日の10時から12時にくすのきプラザにて実施しました。対象は小学校5年生から中学3年生で、今年度は19名が参加しました。また、活動のサポーターとして、安芸府中高校国際科の生徒と教諭、外国語指導助手のALT、町内学校の外国語担当教員など合わせて24名が参加しました。

会の進行は、外国語担当教員と指導主事が担当し、オールイングリッシュで進行しました。

具体的な活動としましては、オープニングでは、簡単な英語を使った自己紹介を行い、その後、英語を使ったゲームを、参加者が協力しながら行うなど、英語でコミュニケーションを取る楽しさを共有しました。また、府中中学校の茶道部の生徒が日本文化である茶道について実演しながら英語で紹介したり、安芸府中高校の生徒が佐々木禎子さんの紙芝居を英語で披露したりしました。このように習った英語を話したり聞いたりでき、小中高の連携を通して、なりたい自分を感じることのできるような内容としております。

参加者からは、ゲームを通してたくさん英語を話すことができたし、これまで知らなかった他校の人ともコミュニケーションを取って仲よくなることができた。中学生や高校生を見て、たくさん勉強したらこんなにしゃべれるようになるんだ。もっと英語を勉強したいなど、学校外で英語を活用する場を設定することのよさについての感想が見られました。

今回の全国学力・学習状況調査の英語の結果を受けて、グローバルキャンプの取組が学校全体に広がる場となるよう、内容や開催方法などを検討するとともに、外国語の学力向上につながるよう引き続き改善に努めてまいります。

続いて、2つ目の質問、学力の底上げに向けた対応策についてでございます。

小中学校ともに、国語、算数、また数学は全国及び県平均を上回りましたが、例えば小学校国語では、指定された条件の中で、複数の資料を関連づけて各設問、また、小学校算数、中学校数学では、図形に関する設問など個々の設問の中には課題が見られるものもあります。現在、各学校において、自校の実践を振り返り、課題を分析しております。課題が見られた設問について、どの段階でつまづいているか明らかにし、それぞれの学年において重点的に指導すべき内容について洗い出しを行っています。

府中町教育委員会としまして、学力向上に係る研修会を開催し、各学校が提出した分析を基に、今回の全国学力・学習状況調査がよかった学校の指導方法などについて他校でも生かせるよう共有したり、ICT等を活用した効果的な実践について協議及び指導助言する場を設定します。また、指導主事が校内研修に参加し、指導助言を行うなど、学力の底上げに向けて、各学校が授業改善のPDCAサイクルを回していけるよう支援を継続してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○副議長（二見伸吾君） 3 回目の質問はございますか。

2 番宮本議員。

○2 番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございました。

英語を早く覚えることの一つとして、英語をたくさん聞くことと、毎日英語を話す環境をつくることが重要と思いますが、グローバルキャンプはまさにそれに当てはまる取組だと思います。しかし、応募者が十数名ということは、優秀な生徒だけが参加しているということで、対象生徒全体から考えると、実質の底上げにはなっていないと思われます。全体のレベルの底上げとなると、やはり成績の悪い生徒にも経験させることは大事だと思います。各学校のクラス単位で順々に実施していくとか、もっとやりようがあるのではないかと思います。

話は変わりますが、語学アプリで有名なDuo Linggoが2021年12月に各都道府県の20代から50代の年代別100人、20・30・40・50で4世代、1世代25人として各県で100人、全国で4,700人を対象にインターネットで語学調査を実施した結果、あなたはあなた自身の英語力に自信はありますかと聞いたところ、1位は東京都、2位は石川県と沖縄県で、広島県は20位にも入ってませんでした。また、あなたは現在英語を勉強していますかと聞いたところ、1位は東京都、2位は熊本県、3位は千葉県ということで、広島県はまた20位以内にも入ってませんでした。この結果を見ると、もともと広島県自体が英語に対しての力の入れようがどうなのかなと思います。

しかし、今の小学生、中学生がそうならないように、せめて府中町は英語の勉強に力を入れていると言えて、来年の全国学力・学習状況調査の結果も上がるように、またグローバルキャンプのやりようも含めてですね、教育委員会のリーダーシップに期待をしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長（二見伸吾君） 以上で、第5項、全国学力・学習状況調査の結果について、2番宮本議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第6項、府中町DX推進について、1番川上議員の質問を行います。

1 番川上議員。

○1 番（川上翔一郎君） 皆さんおはようございます。今回、一般質問の機会をいただき、梶川議長、二見副議長をはじめ、先輩同僚議員各位に心から感謝申し上げ、質問事項、府中町のDX推進について質問をさせていただきます。

DXとは、デジタル・トランスフォーメーションの略語で、日本語でデジタルによる変革。DがデジタルのD、Xがトランスフォーメーション。トランスフォーメーションとは、トランスは変異する、移行する、フォームは形、形式、形態、それが合わさって、大きく形や形態がさま変わりしていくと、そういった意味が、トランスフォーメーションという意味になります。つまり、デジタル化によって社会や生活の形、スタイルが変わることがDXの翻訳となるわけですが、経済産業省では、DX推進指標とそのガイダンスにおいて、DXを次のように定義しています。

それは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化、風土を変革し、競争上の優位性を確立することとされています。

しかし、企業に求められるDXと、自治体に求められるDXは異なり、自治体DXでは、地域住民の利便性や行政サービスを向上させるためのものです。その一例を挙げれば、マイナンバーカードの普及促進や、行政手続のオンライン化、テレワークの推進、セキュリティ対応の徹底などが周知されていますが、政府によると、自治体DXを通じて、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化が求められています。府中町自治体DXの現在の推進・課題・成果はどのようにお考えですか。

以上、質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） おはようございます。総務企画部長です。1 番川上議員の一般質問「府中町のDX推進について」に答弁いたします。

総務省は、自治体に取り組むべき事項などを掲げた自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画を令和2年12月に策定、令和4年9月に改定したところです。

当該計画において、自治体に取り組むべき重点取組事項として6項目が示されてお

り、現在町は、当該事項に沿って事業を展開していますので、まずは進捗と成果に関し、その区分を基本に答弁いたします。

1 項目めは自治体の情報システムの標準化・共通化です。

住民基本台帳や税などの20業務について、令和7年度末までに標準準拠システムへ移行することが求められているものです。

昨年度、業務を進めていく上での基本方針の策定並びに対象となる所管課で構成する推進体制の立ち上げを行いました。今年度は、対象業務ごとに現行システムと、国が示す標準仕様書との差異について比較するフィット・アンド・ギャップ分析を実施することとしており、現在業務委託の契約を終え、着手したところです。

2 項目めは、マイナンバーカードの普及促進です。

庁舎2階ロビーへの専用窓口の設置や、平日来庁することが難しい住民に配慮した夜間・休日窓口の設置、また出張窓口の設置など、マイナンバーカードの普及を図るため様々な促進策を講じてまいりました。引き続き普及促進に努めます。

なお、現在国により、マイナンバー情報の総点検を実施中であることは、先月の常任委員会町長報告で報告いたしましたが、その後、個別に点検が必要な制度情報と自治体名が国から公表をされました。

本町では、身体障害者手帳情報に係る事務が点検対象となりましたが、これは本町にひもづけ誤りがあったからではなく、全国的にひもづけ誤りが多発している事務であることから対象となったもので、広島県内全市町が点検対象となっております。

3 項目めは、行政手続のオンライン化です。

従前から電子申請システムの利用サービスは行っていたところですが、現在では町税等の口座振替や公共施設の予約も利用可能です。

マイナンバーカードを利用したオンライン化としては、転出先の自治体だけで転出手続が完了する引越しワンストップサービスについて、本年2月から運用を開始しているとともに、子育て・介護関係の手続を行うことのできるぴたりサービスも、順次利用を開始しています。

引き続きオンライン化の充実に努めてまいりますが、加えて内部事務として、職員の出退勤管理事務や、書類の電子決裁事務に関しても、今年度から導入をしております。

4 項目めは、A I ・ R P A の利用促進です。

一昨年度の試行を経て、昨年度、ＲＰＡとＡＩ－ＯＣＲを導入いたしました。ＲＰＡは税関係など６業務、ＡＩ－ＯＣＲは学校給食関係など４業務で活用するとともに、ＡＩ議事録も取り入れ、事務の効率化において一定の成果を確認しています。今後は、他業務への横展開を図ってまいります。

５項目めは、テレワークの推進です。

一昨年度、国の外郭団体における実証実験に参加するとともに、昨年度から本格実施しています。昨年度は延べ１２名の職員が行いました。

引き続き、職員一人一人のライフステージに合った多様な働き方を実現してまいります。

６項目めはセキュリティ対策の徹底です。

外部の専門人材を活用した情報セキュリティ監査を計画的に実施するとともに、町のセキュリティポリシーの見直しについて適時適切に行っています。引き続き、情報セキュリティ対策に取り組んでまいります。

次に課題です。

業務上の細かな課題は種々ありますが、総じて財政的な面と人的な面の２点になるかと思います。

まず財政的な面です。

先ほどの自治体の情報システムの標準化・共通化において、データ移行経費を含め、多額の事業費を要することとなる見込みですが、現時点で国が示している補助基準を大きく超過しております。

対応策として、実態に見合う財政支援が得られるよう、国や県に対し、町村会などを通じ要望を行っているところです。

続いて、人的な面です。

情報システム人材は引く手あまたであり、どの自治体もその確保に苦勞をしています。

対応策として、県の人材の活用や、職員のＩＴスキル向上を目的とした研修参加の促進などを実施しており、デジタル体制づくりに取り組んでいるところです。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） ２回目の質問はございますか。

１番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 御答弁ありがとうございます。

府中町のDX推進については、国の自治体DX推進計画の重点取組事項に沿って着実に事業展開されていることについて理解いたしました。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最近ニュースなどで取り上げられている対話型人工知能、AI、ChatGPTについてです。

ChatGPTはインターネット上に存在する大量のデータを学習することにより、文章の作成や要約、校正などが行えるツールで、全国の自治体などでも業務の効率化が期待できるとされています。

当町においても、ChatGPTの活用により、様々な業務の効率化が期待できるのではないかと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

以上です。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

情報管理課長兼職次長。

○総務企画部次長兼情報管理課長（岩崎雅男君） 情報管理課長兼職次長でございます。

1番川上議員の2回目の御質問に答弁いたします。

ChatGPTは、議員おっしゃいますように、インターネット上のデータの学習により、文書の作成などができるもので、全国の自治体でも業務の効率化などを目的に試験導入が進んでいるようでございます。

しかし一方で、インターネット上のデータのみにより成果品ができてしまうため、誤った情報での作成や著作権の侵害、個人情報の流出など様々な危険性を含んでいることもあり、試験導入している自治体でも一定のルールを策定し、運用を行っているというふうに聞いております。

当町では、現段階において導入する予定はありませんが、国や県、近隣自治体の動向は注視してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（二見伸吾君） 3回目の質問ございますか。

1番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 御答弁ありがとうございます。

1回目の答弁でもありました、府中町においても、デジタル人材の確保に苦勞し、

研修参加の促進を行っているということで、これについても人材についても引き続きよろしくお願いしたいところではあるんですが、なかなか厳しいのではないかと考えております。

そこで、国は去年、女性デジタル人材育成プランを発表し、デジタル分野への女性の参入を支援し、育児・介護等でフルタイムの仕事ができず柔軟な働き方を求めている女性と就労支援とを連携し、デジタルスキルの習得を支援することを、自治体DXの推進とともに考えていただけたらと最後要望して質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（二見伸吾君） 以上で、第6項、府中町のDX推進について、1番川上議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問全部を終わります。

もう1問参ります。厚生関係の質問を行います。

厚生関係第1項、「ご遺族支援（おくやみ）コーナー」の設置を、16番橋井議員の質問を行います。

16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 16番橋井です。「ご遺族支援（おくやみ）コーナー」の設置をについて質問をさせていただきます。

身内が亡くなった際の手続は、御遺族は悲しみの中で行わなければなりません。一般的には、葬儀社が死亡届を出してくれます。しかし、国民年金や国民健康保険などの手続は遺族が行う必要があります。故人が多く行政サービスを受けていると手続も多くなり、申請書の種類も関係窓口も多く大変です。御遺族にとって、手続そのものの負担だけでなく、心の負担にもなっております。特に高齢の遺族や遠方に住む遺族は、その負担が大きくなります。

こうした状況を変えようと、2016年5月に大分県別府市では、職員の提案から「おくやみコーナー」を開設し、御遺族の悲しみに寄り添い、手続を一括して進めるサービスを実施しております。住民サービスの向上を目指して始めた取組ですが、各窓口での対応時間も短縮となり、業務改善にもつながっております。

当町でも、御遺族支援と業務改善となる「ご遺族支援（おくやみ）コーナー」を開設すべきと考え、死亡に伴う手続について、以下を伺います。

1、当町に提出される死亡届の件数は年間どれくらいでしょうか。

2、死亡に伴う現状の申請手続の流れは。

3、申請書の提出は幾つの窓口に分かれているのでしょうか。

4、死亡に伴う手続の申請書は何種類あるのでしょうか。

5、申請書のうち自筆で記入しなければならないものはあるのでしょうか。

6、申請書の記入にかかる時間はどれくらいでしょうか。

7、手続全体の窓口の対応時間はどれくらいでしょうか。

御答弁よろしく願いをいたします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） おはようございます。町民生活部長です。16番橋井議員からの一般質問「「ご遺族支援（おくやみ）コーナー」の設置を」に答弁します。

議員御指摘のとおり、身内の方が亡くなられると、役場をはじめ、金融機関、法務局、年金事務所など多岐にわたる手続が必要となります。また、役場でも、亡くなられた方の状況によって必要な手続の窓口が異なるなど、御遺族の方の負担は大きいものと思われまゝ。現在、本町においても関係各課が連携して御遺族の負担軽減に取り組んでいるところです。

それでは、項目に沿って答弁します。

1点目の「当町に提出される死亡届の件数は年間どれくらいか」についてですが、令和3年度440件、令和4年度528件で年間約500件前後です。

2点目の「死亡に伴う現状の申請手続の流れは」については、申請される方が最初に総合案内に来られた場合には、まず住民課での手続を御案内します。その後、2階フロアの福祉保健部関連での手続をしていただき、必要があれば4階税務課や1階下水道課や環境課での手続をしていただくことになります。

3点目、4点目は先ほど申しましたように、亡くなられた方の状況によって必要な手続が異なりますが、役場全体では3点目の「申請書の提出は幾つの窓口に分かれているか」は、8課16係。4点目の「死亡に伴う手続の申請書は何種類あるか」は、28種類となります。

5点目の「申請書のうち自筆で記入しなければならないものはあるか」については、申請書には、住所・氏名や口座情報など個別な情報を記入いただく箇所がありますが、申請者本人の自筆が必要な箇所は氏名のみで、それ以外の箇所は代理の方に記入して

いただくことも可能です。

6点目の「申請書の記入にかかる時間はどれくらいか」については、記入する項目数にもよりますが、おおむね5分以下だと思われます。

7点目の「手続全体の窓口の対応時間はどれくらいか」については、時期的な窓口の混み具合により大きく異なりますが、1つの窓口で5分から10分で、手続全体ではおおむね30分から2時間ぐらいだと思われます。

本町においては、令和3年7月から死亡届や死亡通知により、死亡の情報を住民課で把握した時点で、関係各課と情報を共有し、死亡に伴う手続が必要な窓口を確認しています。御遺族が来庁された際には、亡くなられた方の状況に合わせて手続が必要な関係窓口をフロアマップに示して配付し、円滑な手続につなげています。

議員御指摘の「ご遺族支援（おくやみ）コーナー」の設置については、設置スペースや窓口の数などでかえって混雑が予想されること、また、ほとんどの方が2階フロアでの手続で完了される場合が多いことなどを考慮して、現在の取組となっております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（二見伸吾君） 2回目の質問はございますか。

16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 16番橋井です。御丁寧な御答弁、大変ありがとうございます。当町では、おくやみコーナーは設けていないが、死亡の情報を関係各位と情報を共有し、御遺族には事前に準備した関係窓口のフロアマップを個別に配付し、円滑な手続につながっているという御答弁でした。

しかしながら、御遺族が各窓口に移動しなければならないと、高齢の方、また体の不自由な方など負担が大きいのではないかと考えます。

先進的に、「ご遺族支援（おくやみ）コーナー」を実施している自治体では、手続に必要な申請書を一括して作成するなどのサービスを実施しております。御遺族が窓口を移動しなくても、職員が移動してくる、また、おくやみコーナー専任の御遺族支援コンシェルジュを配置し、各窓口の申請に同行する支援もしているようです。福山市を例に挙げますと、死亡届出後の手続を一つの窓口で受け付けております。これは「待たない」「書かない」「移動しない」を掲げて、遺族の手続の支援を行っております。事前に来庁日時を予約し、担当課が必要な手続を確認し、申請書を準備してい

くというようです。当町でも年間500件前後、1日にすれば二、三件ではないかと思うのですが、こういう対応はできないのかというふうに考えております。

2回目の質問ですが、日本の人口は現在減少を続けております。また、高齢者の一人暮らし世帯も増えていて、高齢者のうち19%が一人暮らし世帯となっている。全国の自治体の一部では、終活サポートを行っているところがあります。終活サポートは、一人暮らしをしている身寄りのない人に向けて行う終活支援のことで、生前から没後までの支援を行っています。

一人暮らしをしている身寄りのない人にとっては、自治体の終活サポートを利用するメリットが2つあります。1つ目に孤独死を防ぐ。2つ目に残りの人生を有意義に過ごすことです。当町で行っている終活支援はありますか。お願いします。

○副議長（二見伸吾君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。橋井議員の2回目の御質問、終活支援事業を行っている自治体もあるが、本町で行っている終活支援はありますかという御質問に答弁いたします。

議員御指摘の終活支援事業は、高齢者の一人暮らし世帯が増えていく中、一人暮らしで頼れる身寄りがいない方などに向けて行う事業として開始された終活サポートで、神奈川県横須賀市、神奈川県大和市、千葉市をはじめ多くの自治体で実施されております。また、高齢者だけでなく、最近では、疾病や障害など様々な事情による方など対象を広げている自治体もございます。

内容は自治体によって異なりますが、主には終活相談窓口の設置、エンディングノートの配布、終活セミナーの開催、葬儀社との生前契約、事前登録制による親戚や知人への連絡など行われております。

終活相談窓口には終活コンシェルジュを配置している市町もございます。本町においては現在実施しておりませんが、先進市町の事例を参考に終活支援事業について今後研究してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（二見伸吾君） 3回目の質問はございますか。

16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 16番橋井です。御答弁ありがとうございました。

当町では終活支援事業はまだ行っていないという回答だったと思います。ぜひ検討

していただけたらというふうに思います。

死亡に伴う手続で御遺族から求められるのは、手続の簡素化、記入の手間を減らすことだと思います。手続の簡素化は、御遺族支援に限らず重要な町民サービスとなります。御遺族が死亡の手続を行う際の負担を軽くでき、窓口業務の時間削減にもつながる「ご遺族支援（おくやみ）コーナー」のようなものを当町でも実施すべきと考えます。

また、生前の終活支援事業を行うことは、没後の御遺族支援につながると考えます。終活支援事業もぜひ考えていただきたいと思います。

高齢者や、字を書くことが困難な方の支援として、身分証明書の掲示だけで必要事項を聞き取り、モニター画面で一緒に確認しながら端末に入力してくれるコーナー、通称書かないコーナーというのを設置している自治体もあります。これにより、手続の漏れを防ぐことができるなど効果を上げているそうです。ぜひ、こういったことも考えていただけたらと思います。

自治体の役割は、そこに属する全ての人に対し、様々な行政サービスを提供する義務があります。自治体の一番の存在意義はそこに住む人々の生活を支えることです。これからも住民サービスの向上を目指していただきたいと思います。質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（二見伸吾君） 以上で、第1項、「ご遺族支援（おくやみ）コーナー」の設置を、16番橋井議員の質問を終わります。

ここで昼休憩といたします。再開は13時、午後1時からといたします。休憩。

（休憩 午前11時48分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 午前中に続いて、厚生関係第2項、有害鳥獣対策の広域連携について、5番坂田議員の質問を行います。

5番坂田議員。

○5番（坂田栄一君） 皆さん、こんにちは。お昼しっかり食べられて、ゆっくりされてるところ、素早く済みますんでよろしく願います。

質問事項、有害鳥獣対策の広域連携についてということで質問させていただきます。

有害鳥獣対策について、町では令和３年度下期から箱わなによる捕獲・駆除を強化する目的で、県内でも唯一の民間委託による実施体制を整備し、令和４年度は実績としてかなりの成果があったとのことで、町民の安心安全な生活を守るため、また農地、森林被害の防止に努めておられると理解しています。

一方、９月１日付の新聞報道で、県の調査として、県内に生息するニホンジカは約５万頭、２０年前の５倍となっておるといいます。広島市安佐北区にも７，０００頭前後が生息しているとありました。町内でも市街地での目撃情報がいまだ寄せられ、野生動物の増加を感じる中、最近では７月１１日に猿の目撃情報もありました。

この目撃情報では、猿は広島市南区方面から府中町内に移動してきたとのこと。このような野生動物の移動範囲は広く、町内でよく目撃情報のある鹿、イノシシなども広範囲に移動しながら生息しており、一行政区にとどまるものではないということです。

そこで質問です。有害鳥獣対策という共通の課題を解決する仕組みについて、近隣市町と連携協力して実施するお考えはありませんでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 町民生活部長です。５番坂田議員からの一般質問「有害鳥獣対策の広域連携について」に答弁します。

議員御指摘のとおり、箱わなによる捕獲・駆除を強化し、令和４年度の実績ではかなりの成果を上げているところです。

７月１２日の猿の目撃情報は、広島市南区青崎付近から府中町南部地域に一時的に移動し、その後南に移動し、広島市南区向洋新町付近での目撃情報を最後に行方は分かっておりません。

町内では、主に鹿やイノシシの目撃情報が多く、箱わなによる捕獲・駆除により、個体数の適正管理を目指しているところですが、依然として目撃情報もあります。

有害鳥獣の生息地は、森林が中心で、山がつながっている以上、行政区単位での対策を講じても他の地域から広範囲に移動してくるのが現状です。

それでは、坂田議員の御質問、有害鳥獣対策という共通の課題を解決する仕組みづ

くりについて、近隣市町と連携協力して実施するお考えはありませんかに答弁します。

本町は、県内でも唯一の民間委託による実施体制を整備し、成果を上げているところです。一方で、県内の自治体は、猟友会を中心とした捕獲・駆除対策を実施しており、捕獲・駆除に関しての直結した広域連携は難しいと考えているところです。

しかしながら、有害鳥獣対策という共通の課題を解決するため、行政間での連携は可能と考えております。

例えば、発生状況の情報共有や、野生動物の行動把握、比較的小規模な行政区単位では仕組みづくりが難しい有害鳥獣捕獲後の有効活用策など、近隣市町と連携して実施できる可能性はあると考えております。

有害鳥獣対策という共通の課題を解決するため、まずは近隣市町との情報交換から始め、広域で人的被害、農作物の被害等未然に防止できる取組はないか、調査研究してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 2 回目の質問はございますか。

5 番坂田議員。

○5 番（坂田栄一君） 答弁ありがとうございます。有害鳥獣の捕獲駆除対策では、町では民間委託で実施しているため、直結した連携が難しい実情というのは分かりました。

しかしながら、有害鳥獣の行動範囲は広く、一行政区にとどまるものではありません。鹿の行動範囲は0.5キロ平方メートルから2キロ平方メートルと狭く、ほぼ同じ場所で行動していますが、イノシシは餌などの生息地域の資源量とその分布によって大きく変化します。1から2キロメートル四方が通常の行動範囲とされた研究事例もあります。狩猟などによって追われた場合は、10キロメートルも移動するということがあるともされています。

また、猿について、町内市街地ではあまり出没してませんが、近隣の海田町では、海田総合公園付近に約100頭住み着いていると思われ、広島市安芸区瀬野や阿戸、海田、熊野町、広島市安芸区矢野を通過し、坂町の畑を荒らしているとの情報もあります。広範囲での被害が懸念されるところでございますので、よろしくお願いします。

行政区は異なるものの、同一生活圏における近隣市町において共通の課題と認識し、共同処理することが有効的かつ経済的に解決すべき住民サービスの向上につながるの

ではないかと感じております。

町民生活部長の答弁にもありましたように、近隣市町と連携協力して実施できる可能性のあるものとして、例えば野生動物の行動把握のためのドローンの利用や、有害鳥獣加工施設の設置など、単独行政では費用面などで難しい課題も解決できるのではないかと考えています。

有害鳥獣対策の広域連携について、今回一般質問させていただきましたが、有害鳥獣対策はほんの一例で、繰り返しになりますが、同一生活圏の広島市や安芸郡4町で様々な共通課題について連携協力することが有効かつ経済的に解決でき、住民サービスの向上につながるのではないかと感じております。まずは有害鳥獣対策について、1市4町で連携協議を進めていただき、この連携協議をきっかけに様々な共通課題についても連携協議を進めていただきますよう要望し、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項有害鳥獣対策の広域連携について、5番坂田議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第3項、役場敷地内「親水施設」について、8番二見議員の質問を行います。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 8番二見です。役場敷地内「親水施設」について質問をいたします。

猛暑が毎年続き、今年の夏は日本全国の平均気温が1898年の統計開始以来最高となりました。また、国連のグテーレス事務総長が今年7月記者会見を開き、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来したと警告しました。猛暑が日本だけでなく、地球的規模で起きているということでもあります。世界各地で猛暑の影響で熱中症になる人が増え、干ばつ、山火事、洪水などの自然災害も増えています。

地球温暖化・沸騰化は二酸化炭素など温室効果ガスの増加によってもたらされたものです。この温室効果ガスを着実に減らすことが求められており、当町も今年3月、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言いたしました。温暖化・沸騰化に対して、温室効果ガスの削減を進める取組を進めることは待ったなしです。

しかし、この取組によって沸騰化を抑え、かつてのような夏に戻るためには長い時

間がかかります。病気の治療に例えると、病気の原因を取り除き、根本から治す原因療法が温室効果ガスの削減であります。それに対して、病気の原因を取り除くわけではないけれども、痛みなどの症状を和らげる治療法を対症療法といいます。温室ガスの削減という原因療法とともに、対症療法として暑さをしのぐ環境づくり、涼しさを感じられるまちづくりを進めることが求められているのではないのでしょうか。

その方法として、第一に、日陰をつくる樹木、あずまや、パーゴラ、藤棚やブドウ棚のような格子状の棚のことですけれども、こういったものを町内に増やしていくことであります。ひなたと日陰は気温はほぼ同じですけれども、路面温度に差があり、炎天下では20度ぐらい違うこともあるそうです。

第2に、町内の公共施設にミストシャワーを設置することです。全国の自治体が熱中症対策として、公園や学校などの公共施設に設置することが広がっています。ミストと呼ばれる微細な水の粒を吹き出し、人工的な霧を発生する装置であります。水が液体から気体に変わる際、周辺から熱を奪う気化熱を利用して周辺の気温を下げるができます。視覚的にも涼しげな印象を与える効果もあり、夏の暑さ対策として活用されています。

第3に、水と親しむ空間をつくることであります。毎年夏の時期になると、小さな子どもたちが水遊びをする光景がニュースなどで映し出されています。じゃぶじゃぶ池と呼ばれ、おむつを使わなくなった就学前の子どもが遊びながら水に親しめる無料の施設で、東京都内に多くあるようです。千代田区が5か所、中央区4か所、新宿区4か所、文京区4か所、荒川区5か所、港区9か所、足立区17か所、杉並区33か所など、じゃぶじゃぶ池がない区はありません。県内でも、福山市や尾道市など幾つかの自治体にあり、人気のスポットになっています。

府中町に水辺は確かにあります。まず、水分峡森林公園があり、自然の溪谷を生かした緑豊かな憩いの場となっています。草摺の滝や石ころび池など、小さなお子さんでも川遊びが楽しめる天然のじゃぶじゃぶ池であります。河川も、府中大川、榎川、八幡川が町内を流れています。

しかし、町民の皆さんの日常的生活、日々の暮らしの中で、水分峡や河川はどのような関係でしょうか。水分峡は確かに近いけれども、買い物帰りにちょっと寄ってみる場所ではなく、子どもたちだけで行ける場所でもない。休日に大人と一緒にいくところだと思うんです。河川はどうでしょうか。榎川や八幡川、片仮名のコの字を横

にした三面コンクリートのところが多く、容易に水に近づくことができません。府中大川も河川敷は狭く、やはり水に近づけない、河原もなく、川辺で夕涼みをしたり、花火をやる場所が残念ながらありません。府中町の水辺は近くて遠いんです。河川については改修して水辺に近づけるようにするということも考えられますが、町内を流れる府中大川、榎川、八幡川はいずれも天井川であり、すぐ近くに家も建ち並んでいることから、そういう改修は難しいのではないかと思います。

ですから、この近くて遠い状況を何とかするために、人工的に補うこと。先ほど述べた水と親しむ空間を作り出すことが必要です。そう考えていたところ、実は役場敷地内の八幡川近くに親水施設があることをごく最近知り、驚きました。

この親水施設は、「せせらぎの聞こえる」、涼しさを感じることでできる施設として造られたようですが、長年使用されていません。事業費は約4,000万円だと伺いました。大変もったいないことだと思います。そこで3点質問します。

1、施設ができた経緯。

2、なぜ現在使用されていないのか。いつから使用していないのか。

3、今後どのようにするのか。このまま放置しておくのか。

以上、3点伺います。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 町民生活部長です。8番二見議員からの一般質問「役場敷地内「親水施設」について」に答弁します。

まず、1点目の施設ができた経緯についてです。

当該施設は、平成4年度に宮の町ポンプ場が完成した翌年度の平成5年度に宮の町ポンプ場場内整備工事として、役場庁舎とポンプ場の全体修景を考慮した水路や滝、植栽、遊歩道、ベンチの設置等の施設整備を行ったもので、平成5年度末に完成しました。

名称について調べたところ、整備時の設計書や議会説明では、語らい広場、語らいの道、せせらぎ川、せせらぎ水路、修繕時にはせせらぎ川、せせらぎの滝、宮の町ポンプ場親水公園と呼ばれていました。また、完成後、平成6年5月号広報ふちゅうの表紙で、「役場庁舎の駐車場横に、『せせらぎ』の聞こえる緑の公園ができました。」と紹介しています。

当時の議会等では、「限られたスペースの中でコンパクトに造作し、庁舎に来られた人々に潤いのある町としてのイメージを与えるものとし、メインシンボルとして滝、せせらぎ水路を配置する。」「宮の町ポンプ場は、国庫補助事業で工事完了済み。場内整備についてもポンプ場の用地ということで整備している。国の指導もあり、イメージアップとか多目的に利用できるものをと指導されている。」との答弁を行っています。

次に、２点目のなぜ現在、使用されていないのか。いつから使用していないのかについてです。

確定的な記録がないため、関係職員への聞き取りや予算執行記録、担当者のメモなどを参考に、停止時期や理由を推測しました。

停止時期は、施設の水道料金を負担していた下水道課の資料並びに歳出差引簿から、平成１９年度末に給水栓を閉めて水の流れを止めた可能性が高いです。

停止理由は、水を循環させて稼働する施設でしたが、何らかの原因により、均一に滝から水が落ちてこない現象が生じるとともに、水を受ける滝つぼ部の漏水のため、水の循環が正常に機能せず、使用水量が年々増加したためと推測されます。

漏水対策として、滝つぼ部と、流水路の石張りを全て剥ぎ取り、シート等を敷いた上で再度施工するなど検討も行ったようですが、根本的な解決策にはならず、これ以上の調査や修繕には多額の費用や時間がかかることが想定され、一旦停止し、現在に至っているものと考えます。

３点目の今後どのようにするのか、このまま放置しておくのかについては、今のところどうするかは決まっていません。

なお、宮の町ポンプ場は、平成５年に供用開始し、現在まで約３０年経過していますので、今後、耐震化、改築等の必要がありますので、それに併せて当該施設をどうするか考えていきたいと思います。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問ございますか。

８番二見議員。

○８番（二見伸吾君）　親水施設をどうするのか。現時点では未定で、宮の町ポンプ場の耐震化、改築と併せて考えていきたいという答弁でした。

この親水施設が宮の町ポンプ場の整備の一環として、また、庁舎に来られた人々に

潤いのあるまちとしてのイメージを与えるものとして、今からちょうど30年前の1993年に整備されたわけです。それが2007年頃、漏水などの理由により水の循環ができなくなり、15年近く停止したまま今日に至っている。大変残念でなりません。

潤いのあるまちで思い起こすのは、当町の将来像として掲げられた「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」です。

オアシスとは中央アジアの砂漠地帯で、地下水が地表に湧き出る場所のことで、ここに都市が形成されました。このオアシス都市を結び、東アジア、西アジア、南アジア間を最短距離で結ぶ交通路がオアシスロード、いわゆるシルクロードであります。下岡田官衙遺跡は、古代道路、山陽道の安芸駅家の可能性が高いと言われています。駅家は都と地方を結ぶ駅路沿いに設置され、公務で旅行する役人などに馬や食事、宿泊を提供する人馬中継施設としての役割を担っていました。

日本の古代道路を探すという本には、山陽道の駅家について、次のように書かれています。

特に山陽道の駅家は、念入りに整備された。なぜなら、山陽道の駅家では、太宰府で入国し、都城、都ですね、都城に向かう外国使節が宿泊することが想定されていたからである。当然、接待も考慮していただろう。つまり、山陽道の駅家は迎賓館でもあった。

馬や食事、宿泊を提供するために、水が必要不可欠であります。もちろん府中町にはいい水がありました。呉娑々宇山を源に、水分峠の奥から伏流水となり、現在の石井城一丁目あたり、扇状地の端で水が湧き出た。その代表的なものが、今出川清水や、出合の清水だったわけであります。

以前は湧水が周辺に多くあったと言われています。しかし、農業の衰退、宅地化の進行などによって消滅ないし、水量が激減をいたしました。現在は非常に残念な状況ですけれども、府中町の歴史を振り返ると、古代からおいしい水の湧き出るまち、オアシスだったわけであります。

次に、府中町の未来、将来像から考えてみたい。

府中町第4次総合計画には次のように書かれています。

第3次総合計画に掲げた将来像『ひとがきらめきまちが輝くオアシス都市あきふちゅう』を継承し、その実現に向けて、まちがにぎわい活性化することで、誰もが住ん

でみたいと思う「魅力」があるまち、いつまでも安心して住み心地のよい「愛着」が持てるまち、府中町に暮らすことに「誇り」が持て自慢できる暮らしやすいまちを目指します。

さらに、目指す「暮らしやすいまちづくり」の視点として、1、住んでよかった、住んでみたいまちとして、府中町で暮らすことに誇りが持てる『オアシス都市』を目指す。2、安心して子どもを産み、育んでいく環境が充実したまちとして、このまちに住んでみたい、住み続けたくなる『オアシス都市』を目指す。3、コンパクトなまちで自然と住宅地が近接しており、生活の利便とともに水と緑に恵まれた静かで安らぎのある『オアシス都市』を感じられるまちを目指す。

先ほど述べましたように、オアシスとは、砂漠の中にある真水が絶えず得られる土地というのがもともとの意味であります。もう一つは、そこから派生して、比喩的に疲れを癒し、安らぎを与えてくれる場所や状態を意味しています。

4次総のまちづくりの視点は、1番目、2番目が後者の意味、安らぎにつながる内容であり、3番目はもともとの意味である、水と緑に恵まれたという点につながっています。

府中町のまちづくりの3つの視点は、いずれも重要なものですが、オアシスのもともとの意味である水と緑に恵まれたという点が土台に座らなければなりません。現状では、これまで述べましたように、町内の生活環境に水、オアシスは不足していると言わざるを得ません。

日陰があって、水と親しむ空間や施設を町内のあちこちに造り、オアシスを実感できるまちにしていく必要があると考えます。

隼より始めよと言いますけれども、まず役場敷地内の「親水施設」、壊れているけれども既にあるわけですから、これを改修して早期に再稼働できるようにすべきであります。潤いのあるまち、オアシス都市ふちゅうのシンボルとして、また暑い夏の対策として、子どもたち、親子連れ、町民の皆さんが憩い、遊ぶ場所として、「親水施設」が活用される日が一日も早く訪れることを期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第3項、役場敷地内「親水施設」について、8番二見議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次回は9月12日午前9時30分から会議を開きます。

御苦労さまでした。延会。

(延会 午後 1時30分)